【保存版】 大北勤労者互助会 活用ハンドブック

（2024 年 5 月版）

申請名			添付する書類
入会	新規に事業所が入会する場合		第1号様式 新規・追加入会申込書 第2号様式 会員カード（1人1枚） 第3号様式 預金口座振替依頼書 入会金 1名につき 100円（現金）
	会員が追加入会する場合		第1号様式 新規・追加入会申込書 第2号様式 会員カード（1人1枚） 入会金 1名につき 100 円（現金）
脱会	事業所または会員が脱会する場合		第4号様式 脱会届 全福ネットメンバーズカード←紛失した場合 「会員証再発行申請書および紛失届」
変更	事業所	事業所名・代表者名・所在地・電話番号	第7号様式 変更届
	会員	氏名・住所・電話番号	
人間ドック等補助 （一泊・日帰り・脳ドック・オプション検査）			第9号様式 人間ドック等受診補助金交付申請書 受診者及び検査の種類が明記された領収書（コピー可）
インフルエンザ予防接種費用補助			第10号様式 インフルエンザ予防接種補助金交付申請書 会員または事業所宛の接種がわかる領収書（コピー可）
チケット助成（30%の補助）			会員各自で購入したチケットのコピー

●共済事由添付書類

共済事由			添付する書類
祝金	結婚祝金	会員が結婚した場合	第5号様式 共済金給付申請書兼領収書 第8号様式 共済事由発生証明書 ※婚姻等により氏名や住所、家族構成が変更になった場合は、『変更届』と氏名変更があった場合は新しい会員証を発行します。旧会員証と『会員証再発行申請書および紛失届』を提出してください。結婚による名前の変更の再発行は無料です。
	出生祝金	会員に子が出生した場合	
	就学祝金	会員の子が小学校に入学した場合	
		会員の子が中学校に入学した場合	
	成人祝金	会員が満20歳に達した場合	
	還暦祝金	会員が満60歳に達した場合	

<table>
<tr><td rowspan="5">死亡保険金</td><td rowspan="5">会員本人</td><td colspan="2">交通事故により死亡した場合</td><td rowspan="5">〇本人死亡・後遺障害共済金請求書
（窓口にあります）
〇戸籍謄本
〇医師の死亡診断書または、死体検案書
〇事故の場合は、事故を証明する書類
※手続きが複雑なので、事前にお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td colspan="2">不慮の事故により死亡した場合</td></tr>
<tr><td rowspan="2">疾病により死亡した場合</td><td>71歳未満</td></tr>
<tr><td>71歳以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">会員の配偶者が死亡した場合</td></tr>
<tr><td rowspan="3">死亡弔慰金</td><td colspan="3">会員の子が死亡した場合</td><td rowspan="3">第5号様式　共済金給付申請書兼領収書
第8号様式　共済事由発生証明書
〇死亡証明書類（死亡診断書、お悔み令状等）
〇会員との関係が分かる書類
（家族登録が無い場合）※コピー可</td></tr>
<tr><td colspan="3">会員の親および配偶者の親が死亡した場合</td></tr>
<tr><td colspan="3">会員の同族親族が住宅災害により死亡した場合</td><td>事前にお問い合わせください</td></tr>
<tr><td rowspan="5">重度障害・後遺障害保険金</td><td rowspan="5">会員本人</td><td colspan="2">交通事故により後遺障害の状態となった場合</td><td rowspan="5">〇本人死亡・後遺障害　共済金請求書
（窓口にあります）
〇医師の後遺障害診断書（本会所定の用紙）
〇事故の場合は、事故を証明する書類
※手続きが複雑なので、事前にお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td colspan="2">不慮の事故により後遺障害の状態となった場合</td></tr>
<tr><td rowspan="2">疾病による重度障害の状態となった場合</td><td>71歳未満</td></tr>
<tr><td>71歳以上</td></tr>
<tr><td rowspan="5">傷病休業保険金</td><td rowspan="5">会員本人</td><td rowspan="5">傷病により右の期間を休業した場合</td><td>休業14日以上</td><td rowspan="5">第5号様式　共済金給付申請書兼領収書
第8号様式　共済事由発生証明書
〇保険金請求書　兼　証明書＜一括用＞
〇休業期間が分かる書類（出勤簿等の写し）
〇傷病名がわかる書類（医師の診断書等）
※コピー可</td></tr>
<tr><td>休業30日以上</td></tr>
<tr><td>休業60日以上</td></tr>
<tr><td>休業90日以上</td></tr>
<tr><td>休業120日以上</td></tr>
<tr><td rowspan="8">住宅災害保険金</td><td rowspan="4">火災等</td><td rowspan="4">会員の居住する建物・家財の損害の程度が右の割合となった場合</td><td>50%以上</td><td rowspan="8">第5号様式　共済金給付申請書兼領収書
第8号様式　共済事由発生証明書
〇全労済協会保険金請求書（窓口にあります）
※建物の延床面積（坪または平米）を必ずご記入ください。
〇修理業者による見積書
〇罹災証明書（下記ア～カのいずれか）
ア．消防署の罹災証明書　イ.地方自治体の罹災証明書　ウ.所属団体の責任者の証明書　エ.隣人または目撃者の証明書　オ.加害者の証言　カ.その他、全労済が認める証明書
〇損害箇所（修理前の状態）の写真
〇その他、全労済協会が提出を求める書類
※手続きが複雑なので、事前にお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td>30%以上50%未満</td></tr>
<tr><td>20%以上30%未満</td></tr>
<tr><td>20%未満</td></tr>
<tr><td rowspan="4">自然災害</td><td rowspan="3">会員の居住する建物の損害の程度が右の割合となった場合（床上浸水以外）</td><td>70%以上</td></tr>
<tr><td>20%以上70%未満</td></tr>
<tr><td>20%未満</td></tr>
<tr><td colspan="2">床上浸水（損害程度に関わらず）</td></tr>
</table>